

平成 27 年度 環境活動レポート

株式会社 塵芥センター

作成：平成 27 年 10 月 26 日

(平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日)

株式会社塵芥センター 環 境 方 針

●基本理念

株式会社塵芥センターは、廃棄物処理事業及び再資源化事業を通じ、循環型社会構築へ貢献し、限りある資源とかけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、積極的に環境と調和の取れた企業活動を推進します。

●基本方針

当社が行う事業活動が、いかに地球環境保全に重要であるか全従業員が認識すると同時に、社会的使命を請け負っていることを自覚します。また、廃棄物処理及び再資源化の事業活動により発生する環境への影響を最小限にし、関連する法規を遵守し、以下に掲げる活動目標を継続的改善に取り組んでいきます。

1. 産業廃棄物全般において、環境負荷の軽減を第一に考え、取り扱う廃棄物の再資源化率向上に最大限努めます。
2. 事業活動における環境影響を随時把握し、特に以下の項目については優先的に活動し継続的改善に努めます。
 - ① 石油・電気・水などの資源エネルギーの有効利用に努め、使用量の抑制を図ります。
 - ② 事業所から発生する廃棄物の再資源化を推進し、発生を抑制します。又、グリーン購入を推進します。
 - ③ 労働安全衛生に与える影響を常に認識し、労働災害の低減と快適環境の実現を推進します。
 - ④ 受託した産業廃棄物の運搬・処分に際しては、十分に環境配慮を図ります。
3. 環境関連法規を厳守し、社内環境整備に努め業界の環境リーダーを目指します。
4. 環境企業として社会的使命を果たすため、環境教育の現場として施設の一般公開並びに見学等を積極的に推進します。
5. この環境方針を全従業員に周知するとともに、一般の方に公開します。

環境方針制定日：平成18年 9月 9日

改定日：平成24年10月 1日

株式会社塵芥センター
代表取締役 平尾 範明

□事業所の概要

- (1) 事業所名及び代表者名
株式会社塵芥センター 本社・本社工場・西植田焼却施設・水主工場・大野工場
塩江工場・丸亀工場
代表取締役 平尾範明

- (2) 所在地
本社・本社工場：〒761-8084 香川県高松市一宮町 1686 番地 6
西植田焼却施設：〒761-0445 香川県高松市西植田町字永惣 7354 番 1
大野工場：〒761-1701 香川県高松市香川町大野字上川原 2604 番地 1
水主工場：〒769-2606 香川県東かがわ市水主 2100 番 2
塩江工場：〒761-1611 香川県高松市塩江町安原上字上生山 1356 番
丸亀工場：〒763-0083 香川県丸亀市土器町北 1 丁目 105

【 認証・登録範囲 】
全組織・全活動

- (3) 組織沿革
昭和 46 年 11 月 1 日 会社設立、一般廃棄物処理業営業開始
昭和 50 年 7 月 25 日 産業廃棄物処理業営業開始
平成元年 10 月 19 日 西植田焼却施設 稼働開始
平成 17 年 4 月 1 日 大野工場 稼働開始
平成 21 年 7 月 13 日 水主工場 稼働開始
平成 23 年 11 月 25 日 丸亀工場 稼働開始
平成 24 年 3 月 15 日 塩江工場 稼働開始

- (4) 資本金及び売上高（全社）
資本金 1,000 万円
売上高 1,655 百万円（平成 27 年度）

- (5) 環境保全関係の責任者
責任者 事業統括部長 溝淵誉仁 TEL：087-886-3040

- (6) 事業の内容
一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業
産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物処分業

- (7) 事業の規模
産業廃棄物処理量 年間 23,025t （平成 27 年度実績）
一般廃棄物収集運搬量 年間 16,355 t （平成 27 年度実績）
従業員 96 名
敷地 累計 25,500 m²

- (8) 許可の内容
【東かがわ市 一般廃棄物 収集運搬業】
① 許可番号 26 環 第 2604 号
② 許可年月日 平成 26 年 4 月 1 日
③ 許可の有効期限 平成 28 年 3 月 31 日
④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（ごみ）及び刈草、剪定くず等木質系、
動植物性残渣一般廃棄物

【東かがわ市 一般廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 26環 第2631号
- ② 許可年月日 平成26年4月1日
- ③ 許可の有効期限 平成28年3月31日
- ④ 事業の範囲 中間処理（破碎処分によるチップ化）
廃棄物の種類 刈草、剪定くず等木質系一般廃棄物
（最大 360 t/日）

一般廃棄物搬入 → 中間処理 → 再資源化等（有価売却）

【さぬき市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 25さ生環 第297号
- ② 許可年月日 平成26年4月1日
- ③ 許可の有効期限 平成28年3月31日
- ④ 事業の範囲 一般廃棄物（ごみ）・動植物性残渣

【三木町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第3号
- ② 許可年月日 平成26年4月1日
- ③ 許可の有効期限 平成28年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（ごみ・動植物性残渣）

【綾川町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 平26綾川住生発 第35号
- ② 許可年月日 平成26年7月12日
- ③ 許可の有効期限 平成28年7月11日
- ④ 事業の範囲 一般廃棄物（し尿を除く）

【善通寺市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第21号
- ② 許可年月日 平成26年4月1日
- ③ 許可の有効期限 平成28年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系可燃物

【丸亀市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第13号
- ② 許可年月日 平成26年4月1日
- ③ 許可の有効期限 平成28年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（ごみに限る）
家庭系一般廃棄物（市が収集しないものに限る）

【琴平町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 25琴平町許可 第19号
- ② 許可年月日 平成27年10月1日
- ③ 許可の有効期限 平成29年9月30日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物

【三豊市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第29号
- ② 許可年月日 平成26年3月19日
- ③ 許可の有効期限 平成28年3月18日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（可燃ごみに限る）

【まんのう町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第12号
- ② 許可年月日 平成26年4月1日
- ③ 許可の有効期限 平成28年3月31日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物

【坂出市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 22 号
- ② 許可年月日 平成 27 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 特定家庭用機器再商品化法対象物

- ① 許可番号 第 25 号
- ② 許可年月日 平成 27 年 2 月 8 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 2 月 7 日
- ④ 事業の範囲 動植物性残渣（再生利用を目的にしたものに限る）

【宇多津町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 11 号
- ② 許可年月日 平成 27 年 3 月 15 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 3 月 14 日
- ④ 事業の範囲 動植物性残渣（再生利用を目的にしたものに限る）

【高松市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 1 号
- ② 許可年月日 平成 26 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 28 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（し尿を除く）
家庭系一般廃棄物（高松市が収集しないものに限る、し尿を除く）

【高松市 一般廃棄物 処理施設】

- ① 許可番号 第 2014-1-18
- ② 許可年月日 平成 27 年 8 月 25 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 8 月 24 日
- ④ 事業の範囲 中間処理（選別処分、破碎処分、圧縮処分）

廃棄物の種類：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

選別施設	（最大 144.00 t/日）	廃棄物の種類	①②③④⑤⑥⑦
破碎施設	（最大 16.24 t/日）	廃棄物の種類	①
	（最大 16.16 t/日）	廃棄物の種類	②
	（最大 16.08 t/日）	廃棄物の種類	③
	（最大 12.00 t/日）	廃棄物の種類	④
	（最大 16.08 t/日）	廃棄物の種類	⑤
圧縮施設	（最大 24.00 t/日）	廃棄物の種類	①②③④⑤

一般廃棄物搬入 → 中間処理 → 再資源化等（有価売却）

【高松市 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 09710003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 6 月 26 日
- ③ 許可の有効期限 平成 31 年 6 月 25 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん
処分するために処理したもの

【香川県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03713003495 号
- ② 許可年月日 平成 25 年 10 月 25 日
- ③ 許可の有効期限 平成 32 年 10 月 24 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん
処分するために処理したもの

【高松市 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 09760003495 号
- ② 許可年月日 平成 25 年 7 月 11 日
- ③ 許可の有効期限 平成 32 年 7 月 6 日
- ④ 事業の範囲 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん
感染性産業廃棄物、廃石綿等

【香川県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

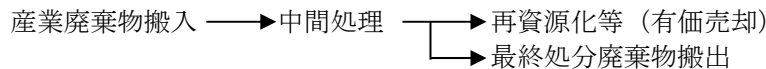
- ① 許可番号 第 03753003495 号
- ② 許可年月日 平成 25 年 7 月 7 日
- ③ 許可の有効期限 平成 32 年 7 月 6 日
- ④ 事業の範囲 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん
感染性産業廃棄物、廃石綿等

【高松市 産業廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 第 09720003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 6 月 26 日
- ③ 許可の有効期間 平成 31 年 6 月 25 日
- ④ 事業の範囲 中間処理

(選別処分、破碎処分、固形燃料化処分、減容処分、圧縮処分、焼却処分、破碎および堆肥化処分)
 廃棄物の種類：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦がれき類
 ⑧ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず⑨廃油⑩汚泥⑪燃え殻⑫廃酸⑬廃アルカリ⑭動植物性残さ

- ⑤ 選別施設 (最大 710.4 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④⑤⑥⑦⑧
- ⑥ 破碎施設 (最大 95.6 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④⑤⑥⑦⑧
- ⑦ 固形燃料化施設 (最大 8.4 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④
- ⑧ 減容施設 (最大 0.64 t/日) 廃棄物の種類 ①
- ⑨ 圧縮施設 (最大 120.4 t/日) 廃棄物の種類 ①②
- ⑩ 焼却処分 (最大 4.5 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④⑨⑩
- ⑪ 破碎および堆肥化 (最大 18.0 t/日) 廃棄物の種類 ③⑨⑩⑪⑫⑬⑭
- ⑫ 処理工程



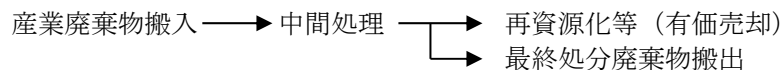
【香川県 産業廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 第 03723003495 号
- ② 許可年月日 平成 23 年 11 月 18 日
- ③ 許可の有効期限 平成 28 年 7 月 12 日
- ④ 事業の範囲 中間処理

(破碎処分、脱水処分、油水分離処理、中和処理)

廃棄物の種類：①木くず②がれき類③汚泥④廃油⑤廃酸⑥廃アルカリ

- ⑤ 破碎施設 1 (最大 360 t/日) 廃棄物の種類 ①
- ⑥ 破碎施設 2 (最大 880 t/日) 廃棄物の種類 ②
- ⑦ 脱水施設 (最大 9.6 m³/日) 廃棄物の種類 ③
- ⑧ 油水分離施設 (最大 9.6 m³/日) 廃棄物の種類 ③④
- ⑨ 中和施設 (最大 12.0 m³/日) 廃棄物の種類 ⑤⑥
- ⑩ 処理工程



【高松市 特別管理産業廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 第 09770003495 号
- ② 許可年月日 平成 25 年 7 月 11 日
- ③ 許可の有効期限 平成 32 年 7 月 6 日
- ④ 事業の範囲 ①廃油（引火性油類） ②感染性産業廃棄物
- ⑤ 焼却施設 (最大 1.2 t/日) 廃棄物の種類 ①②
- ⑥ 処理工程

産業廃棄物搬入 → 焼却処理 → 燃え殻・ばいじんは最終処分

【徳島県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 3600003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 9 月 18 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 9 月 17 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鉋さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん

【徳島県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 3650003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 6 月 28 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 6 月 27 日
- ④ 事業の範囲 廃石綿等

【愛媛県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 3805003495 号
- ② 許可年月日 平成 26 年 12 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 33 年 11 月 30 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鉋さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん

【愛媛県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 3855003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 12 月 10 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 12 月 9 日
- ④ 事業の範囲 廃油、廃石綿等

【高知県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03900003495 号
- ② 許可年月日 平成 26 年 11 月 24 日
- ③ 許可の有効期限 平成 33 年 11 月 23 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、がれき類、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鉋さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、13号廃棄物

【高知県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03950003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 12 月 17 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 12 月 16 日
- ④ 事業の範囲 廃油、廃石綿等

【山口県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03550003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 8 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 7 月 31 日
- ④ 事業の範囲 廃石綿等

【岡山県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03308003495 号
- ② 許可年月日 平成 23 年 6 月 20 日
- ③ 許可の有効期限 平成 28 年 5 月 15 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ばいじん

【兵庫県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 02809003495 号
- ② 許可年月日 平成 26 年 6 月 13 日
- ③ 許可の有効期限 平成 33 年 6 月 12 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、動植物性残渣、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

【神戸市 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 6950003495 号
- ② 許可年月日 平成 26 年 7 月 8 日
- ③ 許可の有効期限 平成 33 年 7 月 7 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん

【運搬車両の種類と台数】

1 t ダンプ車	:	5 台
4 t ダンプ車	:	1 台
2 t ダンプ車	:	1 台
脱着式 大型コンテナ車	:	4 台
脱着式 4 t コンテナ車	:	11 台
脱着式 2 t コンテナ車	:	4 台
4 t ユニック車	:	4 台
2 t ユニック車	:	1 台
2 t ウィング車 (箱型)	:	2 台
6 t 塵芥車	:	4 台
4 t 塵芥車	:	7 台
3 t 塵芥車	:	7 台
2 t 塵芥車	:	2 台
大型 特殊吸引車	:	2 台
4 t 特殊吸引車	:	2 台
小型貨物車	:	1 台

(9) 廃棄物処理料金

処理依頼の都度 お見積りによる

【香川県 積替保管施設 一覧】

施設 の 名 称	産業廃棄物積替・保管施設			
	(所在地にて表示する)	産業廃棄物の種類	面 積	保管の上限
(1)丸亀市土器町北一丁目 105 番	①②④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪ ⑫⑬⑭以上	32.2 m ²	47.6 m ³	2.3m
(2)丸亀市土器町北一丁目 105 番	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑬以上	155.7 m ²	250.2 m ³	2.3m
(3)丸亀市土器町北一丁目 105 番	③以上	2.3 m ²	0.8 m ³	1.0m
(4)東かがわ市水主 2100 番 2	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑬	112.5 m ²	122.6 m ³	1.5m
(5)東かがわ市水主 2100 番 2	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑬	12.98 m ²	23.3 m ³	1.8m
(6)東かがわ市水主 2100 番 2	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑬	2.1 m ²	2.0 m ³	0.95m

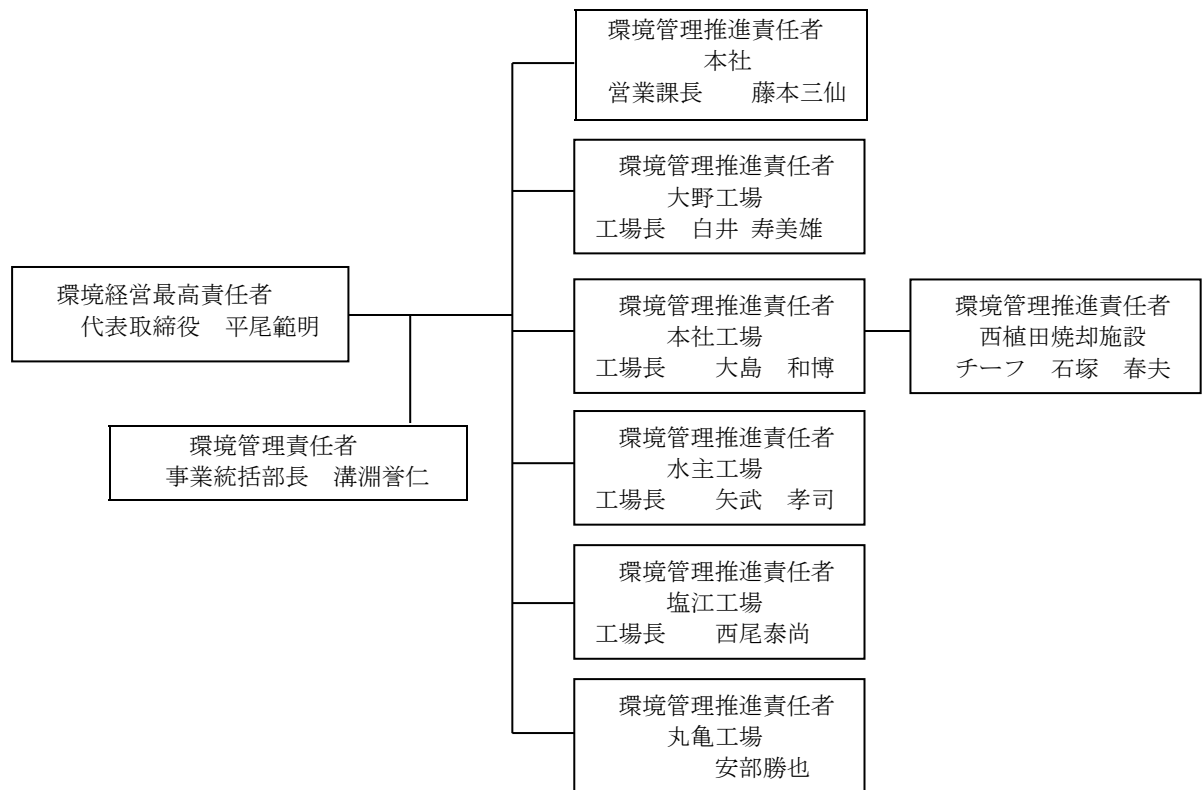
*積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類については、下記のとおりとする。
 ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃プラスチック類 ⑤紙くず ⑥木くず ⑦繊維くず ⑧動植物性残さ ⑨ゴムくず
 ⑩金属くず ⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑫紙さい ⑬がれき類 ⑭ばいじん ⑮処分するため
 に処理したもの（ただし、④、⑩及び⑪にあっては自動車等破砕物を除く。）

【高松市 積替保管施設 一覧】

施設 の 名 称	産業廃棄物積替・保管施設			
	(所在地にて表示する)	産業廃棄物の種類	面 積	保管の上限
(1)高松市一宮町字道端 1683 番 1684 番以上 2 筆	①②⑤⑥⑧⑩⑪⑬以上	60 m ²	115.6 m ³	屋内保管のため制限なし
(2)高松市一宮町字道端 1683 番以上	④⑧⑩⑪⑬以上	78.4 m ²	105.5 m ³	屋内保管のため制限なし
(3)高松市一宮町字道端 1671 番 1 以上	⑥以上	80.2 m ²	100.8 m ³	1.8m
(4)高松市一宮町字道端 1667 番以上	④⑩⑪以上	102 m ²	128.9 m ³	1.9m
(5)高松市一宮町字道端 1663 番 3 以上	③以上	5.4 m ²	4.0 m ³	容器保管のため制限なし
(6)高松市一宮町字道端 1667 番 1671 番 1 以上 2 筆	④⑩⑪以上	33.8 m ²	40.7 m ³	1.9m
(7)高松市一宮町字道端 1663 番 3 以上	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪以上	28 m ²	47 m ³	屋内保管のため制限なし
(8)高松市一宮町字道端 1658 番 1 以上	⑩⑬以上	16 m ²	12.8 m ³	1.6m
(9)高松市一宮町字道端 1667 番以上	⑥以上	74.3 m ²	98.0 m ³	1.8m

*積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類については、下記のとおりとする。
 ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃プラスチック類 ⑤紙くず ⑥木くず ⑦繊維くず ⑧動植物性残さ ⑨ゴムくず
 ⑩金属くず ⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑫紙さい ⑬がれき類 ⑭ばいじん ⑮処分のため
 に処理したもの（ただし、④、⑩及び⑪にあっては自動車等破砕物を除く。）

(11) 組織図



□環境への負荷実績

<環境への負荷の自己チェック結果>

環境への負荷		単位	平成 27 年度	
① 温室効果ガス排出量	二酸化炭素	kg-CO ₂	3,641,769	
	二酸化炭素(焼却処理により発生する排出量を除く)	kg-CO ₂	2,015,389	
② 受託した産業廃棄物の処理量	収集運搬量	t	23,025	
	中間処理用	t	23,025	
	うち再資源化等量	t	15,568	
	最終処分量	t	0	
	中間処理後の産廃の処分量	t	21,483	
	うち再資源化等量	t	15,568	
③ 廃棄物排出量及び 廃棄物最終処分量	一般廃棄物	循環資源量	t	5
		廃棄物量	t	1
		最終処分量	t	0
	産業廃棄物	循環資源量	t	15,568
		廃棄物量	t	0
		最終処分量	t	5,915
④-1 総排水量	公共用水域	m ³	2,152	
	下水道	m ³	386	
④-2 水使用量	上水	m ³	2,073	
	工業用水	m ³	0	
	地下水	m ³	311	
⑤ 化学物質使用量		kg		
		kg		
		kg		
⑥ エネルギー使用量	購入電力(新エネルギーを除く)	MJ	8,028,436	
	化石燃料	MJ	21,070,791	
	新エネルギー	MJ	0	
	その他	MJ	0	
⑦ 物質使用量	資源使用量(コピー用紙)	枚	111,000	
	循環資源使用量	t	0	
⑧ サイト内で循環的利用を 行っている物質等	利用された物質質量	t	0	
	水の利用量	m ³	0	

※総排水量の下水道量については、丸亀工場での排出事業者からの持込水量が加算されているため、水使用量と差違があります。

負荷実績集計表

(全組織累計)

【平成 26 年度売上高：1,580 百万円 平成 27 年度売上高：1,655 百万円】

	単位	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
①総エネルギー投入量		30,556,337	29,099,227	95	91
・購入電力	MJ	8,084,457	8,028,436	99	95
・化石燃料	MJ	22,471,880	21,070,791	94	90
②水資源投入量	m ³	2,296	2,384	104	99
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	4,161,706	3,641,769	88	84

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・処分受託量が前年比 83%となった為、総エネルギー投入量と温室効果ガス排出量が前年を下回る結果となりました。
- ・水資源投入量が前年度比 104%となった要因は、運搬車両の洗車をこまめに行うようになった為です。
(本社で実施している洗車に関しては、全量地下水の利用をするようにしました。)

※二酸化炭素排出係数算定値：0.700kg-CO₂/kWh (四国電力算定値 平成 24 年度実績)

(本社のみの実績)

	単位	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
①総エネルギー投入量		921,511	890,677	97	92
・購入電力	MJ	357,143	364,103	102	97
・化石燃料	MJ	564,368	526,574	93	89
②水資源投入量	m ³	337	330	98	93
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	63,220	61,182	97	92

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・防犯対策として夜間照明を始める事で、購入電力が前年度を上回る結果となりました。

(大野工場のみの実績)

	単位	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
①総エネルギー投入量		3,468,751	3,455,187	100	95
・購入電力	MJ	2,416,362	2,390,007	99	94
・化石燃料	MJ	1,052,389	1,065,180	101	97
②水資源投入量	m ³	567	600	106	101
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	243,800	242,854	100	95

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・大野工場での処分受託量が前年度比 110%となった為、それに応じて購入電力以外が前年を上回る結果となりました。

(本社工場のみの実績)

	単位	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	前年度 比%	原単位比% (前年度比)
①総エネルギー投入量		20,231,324	19,706,779	97	93
・購入電力	MJ	2,432,669	2,451,327	101	96
・化石燃料	MJ	17,798,654	17,255,452	97	93
②水資源投入量	m ³	1,178	1,142	97	93
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	3,441,887	2,985,481	87	83

・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。

(水主工場のみの実績)

	単位	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
①総エネルギー投入量		2,708,408	1,940,575	72	68
・購入電力	MJ	43,025	29,411	68	65
・化石燃料	MJ	2,665,382	1,911,164	72	68
②水資源投入量	m ³	45	69	153	146
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	184,300	131,983	72	68

・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。

・総エネルギー投入量と温室効果ガス排出量が前年を下回った要因は、水主工場での処分受託量が前年度比 65%となった為です。

・水資源投入量が前年度比 153%となった要因は、粉塵や火災対策としての散水量を増やした為です。

(塩江工場のみの実績)

	単位	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
① エネルギー投入量		3,038,964	2,936,079	97	92
・購入電力	MJ	2,772,669	2,714,810	98	93
・化石燃料	MJ	266,295	221,269	83	79
②水資源投入量	m ³	11	11	100	95
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	215,583	208,458	97	92

・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。

(丸亀工場のみの実績)

	単位	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
① エネルギー投入量		187,377	169,930	91	87
・購入電力	MJ	62,587	78,778	126	120
・化石燃料	MJ	124,790	91,152	73	70
②水資源投入量	m ³	158	232	147	140
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	12,916	11,811	91	87

・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。

・丸亀工場での処分受託量が前年度比 261%となった為、購入電力と水資源投入量が前年度比を上回る事となった。

□環境への取組状況

<環境への取り組みの自己チェック結果> 平成27年度（平成26年10月～平成27年9月）

【実施の割合】

	評価 点数	満点 点数	平成27年度 実績 (%)	平成26年度 実績 (%)
1. 事業活動へのインプットに関する項目	115	204	56	53
1)省エネルギー	63	124	51	50
2)省資源	22	34	64	50
3)水の効率的利用及び日常的な節水	22	38	57	57
4)化学物質使用量の抑制及び管理	8	8	100	100
2. 事業活動からのアウトプットに関する項目	88	112	78	78
1)温室効果ガスの排出抑制、大気汚染等の防止	25	42	59	59
2) 事務所等における一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理	39	42	92	92
3)排水処理	20	20	100	100
4)その他生活環境に係る保全の取組	4	8	50	50
3. 製品及びサービスに関する項目	110	132	83	83
1)グリーン購入（環境に配慮した物品等の購入）	30	40	75	75
2)受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮	80	92	86	86
4. その他	46	82	56	56
1)生物多様性の保全と持続可能利用のための取組	0	12	0	0
2)環境コミュニケーション及び社会貢献	36	50	72	72
3)施主・事業主における建築物の増改築、解体等に於ける環境配慮	10	20	50	50
総合結果	359	530	68	66

■事業活動へのインプットに関する項目

- ・全体的に取り組みの進んでいない項目がある。
- ・現状でも十分機能しているため、新たな環境配慮型設備への入替はもう少し先の事になるかと思われる。

■事業活動からのアウトプットに関する項目

- ・排出抑制の為の、設備・機器等の導入に関して、取り組みが進んでいない。新たな設備・機器の入替時には、導入していく。

■製品及びサービスに関する項目

- ・グリーン購入は社内的にも十分取り組みが進んできている。
- ・社用車についても、順次低公害車の代替えができていく。

■その他

- ・環境コミュニケーションとして、従業員の勉強会をはじめ、顧客と産業廃棄物管理について研修会をすることで、相互の情報が共有できるようになり現場作業や事務作業がスムーズにできるようになった。

□平成 27 年度 環境目標とその実績

【算出式】温室効果ガス排出量、総エネルギー投入量、総排水量の達成率
 (目標値－実績値) ÷ 目標値 × 100

当工場における環境目標と実績は次のとおりです。

項目 年度		平成 26 年度	平成 27 年度			平成 28 年度
		(目標)	(目標)	(実績)	(達成率) %	(目標)
温室効果ガス排出量 (Kg-CO ₂)	大野	280,000	263,000	242,854	+8	260,000
	本社	67,000	65,000	61,182	+6	65,000
	本社工場	2,480,000	3,500,000	2,985,481	+15	3,300,000
	水主	180,000	199,000	131,983	+34	180,000
	丸亀	80,000	20,000	11,811	+41	16,000
	塩江	470,000	230,000	208,458	+9	230,000
小計値		3,557,000	4,277,000	3,641,769	+15	4,051,000
総エネルギー投入量 (MJ)	大野	4,500,000	3,750,000	3,455,187	+8	3,750,000
	本社	930,000	990,000	890,677	+10	990,000
	本社工場	21,000,000	22,000,000	19,706,779	+10	22,000,000
	水主	2,700,000	2,900,000	1,940,575	+33	2,800,000
	丸亀	1,150,000	200,000	169,930	+15	200,000
	塩江	7,000,000	3,250,000	2,936,079	+10	3,250,000
小計値		37,280,000	33,090,000	29,099,227	+12	32,990,000
総排水量 (m ³)	大野	550	600	600	0	600
	本社	360	360	330	+8	360
	本社工場	1,000	1,300	1,142	+12	1,300
	水主	40	50	69	-38	80
	丸亀	280	200	232	-16	250
	塩江	11	11	11	0	11
小計値		2,241	2,521	2,384	+5	2,601
廃棄物再資源化率(%)全体		75	75	68	未達成	70
〃 大野工場				64		60
労働災害件数(件)		0	0	0	達成	0
グリーン購入の推進(案件)		3	3	3	達成	3
低公害車の導入(車)		1	1	4	達成	1
内部監査の実施(回)		2	2	2	達成	2
社員研修会の実施(回)			2	3	達成	2

【大野：大野工場】【本社R：本社工場】【水主：水主工場】【丸亀：丸亀工場】【塩江：塩江工場】

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
 - ・「温室効果ガス排出量」「総エネルギー投入量」「総排水量」の達成要因は、受託した産業廃棄物の処理量が、前年比 83%となった事が 1 番の要因となります。排出事業者による廃棄物の発生抑制への取り組みが、多くの企業で行われるようになり、受託する廃棄物の量が減量傾向になっています。
 - ・「廃棄物再資源化率」の未達成要因は、水主工場で受託する廃棄物の量が、前年比 65%となった為です。
 (水主工場で受け入れた廃棄物は 100%再資源化可能な為、全体の再資源化率に大きく影響する)
 ※上記より、次年度からは、大野工場(主となる工場)単独の再資源化率目標を追加する。
 - ・環境活動教育について、お客様との研修会や、社内勉強会、内部監査を実施することで皆の知識向上及び環境意識の継続を得ることができた。さらに顧客満足度を高める取組として、事務所受付の応対力をスキルアップする為、事務員の現場研修を行いました。
 - ・グリーン購入や低公害車の導入においても目標は達成していますが、継続して取り組みをしていきます。
- ※二酸化炭素排出係数算定値：0.700kg-CO₂/kWh(四国電力算定値 平成 24 年度実績)

【平成27年度 環境活動実施計画書】

重点テーマ	具体的項目	責任者	達成状況				評価/指示 (環境管理責任者)コメント				平成28年度の取組	
			1Q	2Q	3Q	4Q	10.11.12月(1Q)	1.23月(2Q)	4.5.6月(3Q)	7.8.9月(4Q)		
①温室効果ガス排出量 ②総エネルギー投入量	投入電力	・電気製品の使用管理をこまめにする ・冷房(28℃)暖房(20℃)の設定 ・パソコン使用時の節電	工場長 総務 "	○ ◎ ○	○ ◎ ○	○ ◎ ○	○ ◎ ○	安全作業を最優先した現場作業の取組をする為に、ヒヤリハットの実施を継続する。	化石燃料の節約と収集運搬の効率を図る為に、収集ルートや配車の見直しをする。その結果、ムダな運搬が無くなり、ドライバーの残業の削減にもつながりました。	廃棄物管理について、社内・社外で勉強会をする事により、清掃活動を含む環境活動に取り組むことが出来ました。	女性従業員の現場研修をする事で、電話受付の確認事項が増え、スムーズな対応が出来るようになり、顧客満足度を高める事が出来ました。	廃棄物の知識や経験を高め適正処理の提案を積極的に行う。
	化石燃料	・作業車両の自主点検を励行する ・アイドリングストップの徹底 ・営業者は、燃費の把握に努める ・収集運搬のムリ・ムダを無くする	工場長 " 総務 チーフ	◎ ◎ ○ ○	◎ ◎ ○ ○	◎ ◎ ○ ○	◎ ◎ ○ ○					
③総排水量	・作業車両の洗車の回数を減らす ・蛇口に節水ラベルを貼り、節水に心がける ・雨水池・地下水の利用を積極的に行う	工場長 総務 "	○ ◎ ◎	○ ◎ ◎	○ ◎ ◎	○ ◎ ◎	おおむね達成できた。	おおむね達成できた。	おおむね達成できた。	おおむね達成できた。	引き続き取組。	
④再資源化率の向上	・同一種類のをまとめて処理する ・ダストを出さないように処理をする ・水主工場での受入量を増やす ・廃棄物の減量化につとめる	工場長 " " "	○ ◎ ○ ○	○ ◎ ○ ○	○ ◎ ○ ○	○ ◎ ○ ○	おおむね達成できた。	おおむね達成できた。	おおむね達成できた。	おおむね達成できた。	引き続き取組。	
⑤労災ゼロの実現	・作業時の安全保護具の徹底	工場長	◎	◎	◎	◎	達成できた。	達成できた。	達成できた。	達成できた。	達成を維持する。	
⑥グリーン購入の推進	・環境負荷の少ない備品の購入	総務	◎	◎	◎	◎	達成できた。	達成できた。	達成できた。	達成できた。	達成を維持する。	
⑦低公害車の導入	・低公害車の導入(目標 1台以上)	総務	***	◎	◎	◎	達成できた。	達成できた。	達成できた。	達成できた。	達成を維持する。	
⑧内部監査の実施	・内部監査の実施(目標 2回)	総務	***	◎	***	◎	達成できた。	達成できた。	達成できた。	達成できた。	達成を維持する。	
⑨社員研修会の実施	・研修会の実施(目標 3回)	総務	***	◎	◎	◎	達成できた。	達成できた。	達成できた。	達成できた。	達成を維持する。	
⑩その他(快適職場、環境配慮)	・整理、整頓、清掃の取り組み ・月1回の環境教育 ・施設の一般公開(随時実施) ・悪臭、騒音、振動への環境配慮 ・ボランティア清掃活動	工場長 総務 総務 工場長 総務	◎ ○ ○ ◎ ◎	◎ ○ ○ ◎ ◎	◎ ○ ○ ◎ ◎	◎ ○ ○ ◎ ◎	おおむね達成できた。	おおむね達成できた。	おおむね達成できた。	おおむね達成できた。	引き続き取組。	

【平成28年度 環境活動実施計画書】

重点テーマ	具体的項目	責任者	達成状況				評価/指示 (環境管理責任者)コメント				平成29年度の取組
			1Q	2Q	3Q	4Q	10.11.12月(1Q)	1.23月(2Q)	4.5.6月(3Q)	7.8.9月(4Q)	
①温室効果ガス排出量 ②総エネルギー投入量	投入電力	・電気製品の使用管理をこまめにする ・冷房(28℃)暖房(20℃)の設定 ・パソコン使用時の節電	工場長 総務 "								
	化石燃料	・作業車両の自主点検を励行する ・アイドリングストップの徹底 ・営業者は、燃費の把握に努める ・収集運搬のムリ・ムダを無くする	工場長 " 総務 チーフ								
③総排水量	・作業車両の洗車の回数を減らす ・蛇口に節水ラベルを貼り、節水に心がける ・雨水池・地下水の利用を積極的に行う	工場長 総務 "									
④再資源化率の向上	・同一種類のをまとめて処理する ・ダストを出さないように処理をする ・水主工場での受入量を増やす ・廃棄物の減量化につとめる	工場長 " " "									
⑤労災ゼロの実現	・作業時の安全保護具の徹底 ・複数作業員での設備点検の実施	工場長 "									
⑥グリーン購入の推進	・環境負荷の少ない備品の購入	総務									
⑦低公害車の導入	・低公害車の導入(目標 1台以上)	総務									
⑧内部監査の実施	・内部監査の実施(目標 2回)	総務									
⑨社員研修会の実施	・研修会の実施(目標 2回)	総務									
⑩その他(快適職場、環境配慮)	・整理、整頓、清掃の取り組み ・月1回の環境教育 ・施設の一般公開(随時実施) ・悪臭、騒音、振動への環境配慮 ・ボランティア清掃活動	工場長 総務 総務 工場長 総務									

注) : ◎ 十分出来る
○ ほぼ出来ている
△ やや不十分である
× できていない

平成28年度環境活動計画

<項目>	<内容>	<実行者>
① 暖効果ガス発生量の削減（総エネルギー投入量の削減） ・電気の節約 ・燃料の節約	できるだけこまめに電源を切る 冷房温度（28℃）暖房温度（20℃）に設定する 各工場の電力需要が高まる時間帯を把握し、作業分散を図る 作業に必要ないときはエンジンを切る 作業車輛の自主点検を励行する 営業車・作業車などは、各車の燃費の把握に努める 毎月の燃料（ガソリン・軽油）購入量の把握に努める エコドライブ運転教育を実施する 収集運搬のムリ・ムダを無くする	全社員
② 水の節約 ・節水	蛇口に節水ラベルを貼り、節水に心掛ける 雨水池・雨水貯留槽を設置し、有効活用をする 地下水の有効活用をする	全社員
③ 廃棄物再資源化率の向上 ・再資源化率の向上	できるだけ同一種類のをまとめて処理する ダストを出さないように作業を工夫する 営業活動にて、客先での分別回収を促進する 選別作業の精度を高め、資源の回収を行う	総務及び工場全体
④ 労働災害の撲滅 ・労災ゼロ	作業時、ヘルメット・安全靴・マスク・手袋は必ず着用する KY活動の実施、ヒヤリハット運動の実施を行う 安全運転講習の実施 整理・整頓・清掃の取り組み 複数人で設備点検を行う	全社員
⑤ 快適職場の実現 ・快適な職場	水の噴霧器を設置し、工場内の体感温度を下げる	総務
⑥ 環境教育の実施 ・環境教育 ・施設の一般公開 ・施設見学会の実施 ・研修会の実施	月一回ミーティング時に実施する 随時、実施する 社員の知識向上を図る 同上	全社員 工場全体 全社員 全社員
⑦ グリーン購入の推進 ・環境負荷の少ない 備品類の購入	備品類は使い切るまで大切に使用し、また、購入の際には グリーン製品を積極的に利用する	総務及び全施設
⑧ 委託した産業廃棄物の収集運搬・処分 における環境配慮 ・内部監査の実施 ・低公害車の導入 ・悪臭、騒音、振動への 環境配慮	年2回 全施設を対象に内部監査を実施する。 新たに購入する車両はすべて低公害車を導入する 全従業員が常に意識し、地域住民への環境配慮を行う	全社員 総務 全社員

□環境目標の達成状況

平成27年度（平成26年10月～平成27年9月）

	目標に対する割合（％）	結果	環境活動実績評価
温室効果ガス排出量	15	○	達成できた
総エネルギー投入量	12	○	達成できた
総排水量	5	○	達成できた
廃棄物再資源化率	-9	×	達成できなかった
労働災害件数	0	○	達成できた

（全体評価及び次年度の取組）

平成27年度は、環境目標をおおむね達成する事ができました。未達成となった再資源化率については、受託する産業廃棄物による影響が大きいので、今後目標の設定に危惧するところではあります。

また、環境教育等について、社内の人間だけではなく、顧客とも勉強会を実施した事によって、相互の情報を共有する事ができました。

次年度の取組み目標は、個人の環境知識・環境意識の向上をさらに伸ばすため、環境教育等に力を入れていきます。

□環境関連法規制等の順守状況のチェック及び違反・訴訟等の有無

【環境関連法規制等の順守状況のチェック】

- ・過去5年間に亘って、下記法規制等の順守状況チェックの結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。

※下記「環境関連法規等要求事項及び順守状況一覧表」参照

【違反・訴訟の有無】

- ・過去5年間、地域住民、行政等関係機関からの指摘、違反・訴訟もありませんでした。

【環境関連法規等要求事項及び順守状況一覧表】

	法規名	実施事項	具体的確認項目	チェック
1	環境基本法	基本理念他	・事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全措置を講ずる。	○
2	香川県環境基本条例		・環境負荷に対する、負荷軽減取り組みを実施する。（節水・節電・節燃料）	○
3	高松市環境基本条例		・国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する活動に積極的に協力する。	○
4	循環型社会形成推進基本法		・廃棄物の処理を行う上で、積極的に再資源化・再利用化・熱回収できる商品に再生処理を行う。	○
5	地球温暖化対策法	地球温暖化対策について各主体の責務等	・事業活動及び日常生活に関し、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の排出抑制の為の措置を講ずるように努める。	○
6	廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	・許可を受けた処理方法に従い、適正に廃棄物を処理する。	○
7		産業廃棄物の保管	・許可を受けた保管方法に従い、適正に保管を行う。	○
8		産業廃棄物の収集運搬・処分の委託基準	・委託契約書の締結、許可証の確認。	○
9		産業廃棄物最終処分終了までの行程チェック	・マニフェストを電子再入力し、廃棄工程管理を行う。	○
10		産業廃棄物管理票の発行・保存	・マニフェストの交付と5年間の保管義務。マニフェスト交付等状況報告書の知事への報告（毎年6月末迄）。	○
11		産業廃棄物処理業者の帳簿備え付け・保存	・日報による帳簿の管理及び、電子データによる保存。	○
12		産業廃棄物処分業の変更	・その都度、指定自治体に届出を行う。	○
13		産業廃棄物処理施設の変更	・その都度、指定自治体に届出を行う。	○
14		産業廃棄物処理施設の維持管理	・定期点検、定期検査の実施。	○
15		技術管理者の設置	・変更がある場合には、その都度指定の講習を受講する。	○
16		事故時の措置	・事故マニュアルの設置と、定期的な防災訓練を行う。	○
17		定期検査の申請	・焼却施設の定期検査申請を5年に1回行う。	○
18		維持管理情報の記録・閲覧・公表	・維持管理の記録、閲覧、公表を行う。	○
19		香川県生活環境の保全に関する条例	公害防止に関する規制	・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の対策を行い必要に応じて特定施設の届け出等を行う。 ・届出の必要が無い施設においても周辺的生活環境への影響を十分に配慮する。
20	騒音規制法	特定施設の届出	・その都度、指定自治体に届出を行う。	○
21	大気汚染防止法	ばいごんの排出規制等	・年2回の測定を行い、測定結果を報告する。又、定期的な施設の点検及び清掃を行う。	○
22	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の排出規制等	・年1回の測定を行い、測定結果を報告する。又、定期的な施設の点検及び清掃を行う。	○
23	フロン排出抑制法	業務用エアコンの使用・廃棄	・簡易点検の実施、廃棄の際は第一種フロン類充填回収業者へ依頼し、委託確認書と引取証明書の保管（3年）。	○
24	PRTR法	指定化学物質の排出量等の把握等	・ダイオキシン類に関する排出量等の把握をし、年1回の届出を行う。	○
25	特殊自動車排ガス規制法	特殊自動車の排ガス検査整備の義務化	・定期点検、定期検査の実施。買い替え時は低排ガス適合車の購入を行う。	○
25	高松市火災予防条例	指定可燃物(RPF等)の貯蔵等の技術上の基準及び届出	・届出の基準に従い適正に保管し、定期的な防災訓練を行う。	○
26	浄化槽法	浄化槽の設置の届出	・浄化槽を設置しようとするものは、香川県知事あてに届出を行う。	○
		浄化槽の保守点検	・浄化槽の種類により、年1回～3回の保守点検を行う。	○
		定期検査の実施	・香川県浄化槽協会による法定検査を、年1回行う。	○

□代表者による全体の評価と見直し

今期目標において「温室効果ガス排出量」「総エネルギー投入量」「総排水量」は、目標を達成することができましたが、「廃棄物再資源化率」については目標を達成することができませんでした。

「廃棄物再資源化率」については受託する産業廃棄物の量や内容に大きく影響されるため、今期は目標を達成する事は出来ませんでした。水主工場による廃棄物の受入量の減少が原因です。次年度からはある程度、安定した内容で廃棄物を受託している大野工場（主となる工場）単独の再資源化率を目標に追加して取り組んでいきます。

部門ミーティングや内部監査等の実施、又、外部での環境教育の実施により、知識の向上、環境意識の継続を行うことができ一定の成果を上げられたと考えます。今後も継続して実施していきたいと思えます。

今期と同様に、次年度においても、弊社の基本理念に即した環境活動をし、新たに社内外での社員研修会を行うなど従業員の意識レベルを強化し、継続的取組をさらに発展させていかななくてはなりません。

様々な環境活動への取り組みを通じて、お客様や行政などとの協働による横のつながりを更に広げることが出来ることと考え、今後も地域社会と調和のとれた環境企業に推進していきます。